



2021年7月14日

各 位

会 社 名 日本アジアグループ株式会社  
代 表 者 名 代表取締役会長兼社長 山下 哲生  
(コード番号：3751 東証第一部)  
問 合 せ 先 総務人事部長 湊田 隆記  
TEL (03) 4476-8000 (代表)

会 社 名 株式会社シティインデックスイレブンス  
代 表 者 名 代表取締役 福島 啓修

**株式会社シティインデックスイレブンスによる日本アジアグループ株式会社株券（証券コード：3751）  
に対する公開買付けの買付条件等の変更に関するお知らせ**

株式会社シティインデックスイレブンスは、本日、同社が2021年4月27日より実施しております日本アジアグループ株式会社普通株式に対する公開買付けについて、当該公開買付けに係る買付条件等の変更を行うことを決定いたしましたので、お知らせいたします。

以 上

本資料は、株式会社シティインデックスイレブンス（公開買付者）が、日本アジアグループ株式会社（公開買付けの対象者）に行った要請に基づき、金融商品取引法施行令第30条第1項第4号に基づいて公表を行うものです。

（参考）2021年7月14日付「日本アジアグループ株式会社株券（証券コード：3751）に対する公開買付けの買付条件等の変更に関するお知らせ」（別添）

2021年7月14日

各位

東京都渋谷区東三丁目22番14号  
株式会社シティインデックスイレブンス  
代表取締役 福島 啓修

### 日本アジアグループ株式会社株券（証券コード：3751）に対する公開買付けの 買付条件等の変更に関するお知らせ

株式会社シティインデックスイレブンス（以下「公開買付者」といいます。）は、日本アジアグループ株式会社（証券コード：3751、株式会社東京証券取引所市場第一部、以下「対象者」といいます。）の普通株式の全て（公開買付者及び特別関係者並びに対象者が所有する自己株式を除きます。）を対象とする、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含み、以下「法」といいます。）に基づく公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を2021年4月27日より開始しておりましたが、本日、本公開買付けに係る買付け等の価格及び買付け等の期間の変更（以下「本買付条件等変更」といいます。）を行うことを決定しましたので、下記のとおりお知らせいたします。なお、これに伴い、公開買付者が2021年4月27日付で関東財務局に提出した公開買付届出書（2021年4月28日付、同年5月11日付、同年6月2日付、同年6月15日付、同年6月29日付及び同年7月1日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。）について訂正すべき事項が生じたので、これを訂正するため、公開買付者は、法第27条の8第1項及び第2項の規定により、公開買付届出書の訂正届出書（以下「本訂正届出書」といいます。）を本日付で関東財務局に提出いたします。また、本書において用いられている用語は、特段の定めがある場合を除き、2021年4月27日に提出した公開買付届出書（その後の訂正を含みます。）に定める定義によります。

なお、公開買付者は、本公開買付価格について、2021年7月14日付の公開買付届出書の訂正届出書による引上げを最終のものとし、追加の引上げは行わない予定です。

#### 記

#### 1. 買付条件等の変更の内容（変更箇所には下線を付しております。）

##### （1）買付け等の期間

（変更前）

2021年4月27日（火曜日）から2021年7月15日（木曜日）まで（54営業日）

（変更後）

2021年4月27日（火曜日）から2021年7月30日（金曜日）まで（63営業日）

(2) 買付け等の価格

(変更前)

普通株式 1 株につき、金 960 円

(変更後)

普通株式 1 株につき、金 970 円

(3) 決済の開始日

(変更前)

2021 年 7 月 26 日 (月曜日)

(変更後)

2021 年 8 月 6 日 (金曜日)

2. 買付条件等を変更する理由

公開買付者は、本公開買付けを 2021 年 4 月 27 日 (火曜日) より開始しておりますが、2021 年 4 月 27 日付で提出した公開買付届出書 (2021 年 4 月 28 日付、同年 5 月 11 日付、同年 6 月 2 日付、同年 6 月 15 日付、同年 6 月 29 日付及び同年 7 月 1 日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。) につきまして、①2021 年 6 月 30 日より再開した対象者との協議が進展したことに伴い、公開買付届出書の「第 1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(1) 本公開買付けの概要」、同「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「①本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」、及び同「(3) 本公開買付け終了後の組織再編等の方針 (いわゆる二段階買収に関する事項)」の変更が必要となり、②対象者及び藍澤証券株式会社からの要望を踏まえて本公開買付価格を 960 円から 970 円に引き上げることを決定したことに伴い、公開買付届出書の「第 1 公開買付要項」の「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」及び同「8 買付け等に要する資金」の「(1) 買付け等に要する資金等」の変更が必要となり、③対象者が 2021 年 7 月 14 日に「株式会社シテイインデックスイレブンスによる当社株式に対する公開買付けに関する意見表明 (賛同) のお知らせ」と題するプレスリリースを公表したことに伴い、公開買付届出書の「第 1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(1) 本公開買付けの概要」及び「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「①本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」並びに「第 4 公開買付者と対象者との取引等」の「2 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容」の変更が必要となったこと、④公開買付届出書の「第 1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(3) 本公開買付け終了後の組織再編等の方針 (いわゆる二段階買収に関する事項)」に關す

る記載のうち、「対象者株式を対象者又は当社に売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。」との記載については、かかる内容に誤植があったことから、記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたので、これを訂正するため、法第 27 条の 8 第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、本訂正届出書を関東財務局長に提出するとともに、公開買付期間を本訂正届出書提出日から起算して 10 営業日を経過した日である 2021 年 7 月 30 日（金曜日）まで延長し、公開買付期間を合計 63 営業日とすることといたしました。なお、かかる公開買付期間の延長は、公開買付届出書の訂正届出書を提出した場合、法令上、当該公開買付届出書に係る公開買付期間の末日の翌日から、当該訂正届出書を提出する日より起算して 10 営業日を経過した日までの期間とすることとされていることによるものです。

3. 本買付条件等変更が行われる日以前に既に本公開買付けに応募された株券等についても、変更後の買付条件等により買付け等を行います。

以 上